

～「商品券が使えるお店」に登録しませんか！ 登録は無料です！！

# 令和6年度「豊川市プレミアム付商品券」取扱店を募集

～今回はデジタル商品券と紙商品券の両方を発行します！

豊川商工会議所は、30%のプレミアムが付いた令和6年度「豊川市プレミアム付商品券」を発行します。商品券は6月1日から6ヶ月間、利用でき、1セット・10,000円が13,000円分になります。販売数は6万6千セットで、商品券の額面総額は8億5,800万円となっております。

今回の商品券は、市民の皆さん、事業者の皆さんにデジタルマネーに親しんでいただくため、「デジタル商品券」も導入します！！

下記の通り取扱店（商品券が使えるお店）を募集しますので、ぜひ、ご登録ください。

## 「豊川市プレミアム付商品券」／取扱店 募集要項

(1) 募集期間 令和6年3月8日(金)～ ※随時受け付け

※ 取扱店名のリストは、主にホームページで公開します。申込書が届いてからホームページに公開するまでに数日、必要となります。

商品券利用開始の6月1日(土)までにリストに掲載できる取扱店名は、**5月20日(月)までにお申込みいただいた店舗**となります。

(2) 募集対象 豊川市内で営業している店舗、事業所（商工会議所の会員・非会員は問いません）、**かつ、デジタル商品券と紙商品券を両方、取り扱っていただける店舗、事業所（デジタル商品券、紙商品券のいずれか一方のみの取扱店の登録は受付できません）**

- ・ キッチンカーも登録できます。ただし、所有者は豊川市民に限ります。
- ・ 大規模小売店立地法で規定される「店舗面積が1,000㎡を超える小売店舗」は「大型店」として取扱店に登録します。

ただし、以下の要件に該当する場合は、取扱店の「対象外」となります。

- 1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業を行う者。また、射倖的娯楽サービス業を行う者
- 2) 特定の宗教、政治団体と関わる場合や、業務の内容が公序良俗に反する営業を行う者
- 3) 入札参加停止の措置、もしくは入札参加除外の措置等を受けている者
- 4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者として、もしくは実質的に経営に関与している団体、その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体など
- 5) 「商品券の利用制限」に記載の取引又は商品のみを取り扱う店舗等

(3) 取扱店登録手数料 **無料**（換金の際の金融機関から貴店口座への振込手数料も無料）

(4) 取扱店の登録申込み ①取扱店登録申込みフォーム（スマホからも可能、右記QRコードから）からお申し込み下さい

登録用HPの  
QRコード→



②紙でご提出の場合は、本案内の最終ページの申込書に必要事項を記入し、必要書類を添えて同封の返信用封筒でご提出ください（リストに正確に記載する為、なるべく上記フォームからのご登録をお願いします）

③**1つの事業所で複数の店舗を登録する際は、お手数ですが、「各店舗別」に申込書をご提出願います**

④デジタル商品券実施の為、必ず、同封の「令和6年度豊川市プレミアム付商品券加盟店規約」をご確認ください

お問い合わせ先＝豊川商工会議所／担当：丸山、村上（〒442-8540 豊川市豊川町辺通4-4）  
TEL：0533-86-4101／FAX：0533-84-1808 or 0533-86-8447

# 令和6年度「豊川市プレミアム付商品券」/実施要領

## (1) 商品券の額面金額と内訳、概要

◇額面金額 **1セット=13,000円分**  
**(紙商品券は、1,000円券×13枚)**

◇内訳

- ・全取扱店共通券 (全ての取扱店で使用可能) = 3,000円分
- ・一般店専用券 (大型店(※1)以外で使用可能) = 5,000円分
- ・地元店舗応援券 (地元店舗(※2)でのみ使用可能) = 5,000円分

(※1) 大型店は、「大規模小売店舗立地法」で規定される、店舗面積が1,000㎡超の小売店舗です。ただし、複数のテナントが入居する複合施設はテナント面積が1,000㎡を超えない場合は、一般店とします。

(※2) 地元店舗は、申込み店舗が申込み時点で、①法人の場合は登記上の本社所在地が豊川市内にあること、②個人事業の場合は事業主が豊川市民 (住民票が豊川市) であること。フランチャイズ店舗の場合も同様です。なお、大型店であっても本社所在地が豊川市にあれば、地元店舗応援券が使用できます。

【登録する店舗ごとで使用できる商品券】○=使用できます ×=使用できません

	全取扱店共通券 (3枚)	一般店専用券 (5枚)	地元店舗応援券 (5枚)
一般店 (地元店舗)	○	○	○
一般店 (地元店舗以外)	○	○	×
大型店 (地元店舗)	○	×	○
大型店 (地元店舗以外)	○	×	×

◇販売金額 ・1セット=10,000円 (ただし、1人あたりの購入は、デジタル商品券・紙商品券のどちらか一方で、2セットまで)

・販売総セット数=6万6千セット

(デジタル商品券=4万8千セット、紙商品券1万8千セット)

※ 購入申込み方法など詳細は調整中です。決まり次第、豊川商工会議所ホームページ等に掲載します。

◇使用可能期間 令和6年6月1日(土) ~ 令和6年11月30日(土)

◇デジタル商品券の事業委託先

株式会社NTTマーケティング アクトProCX  
株式会社エヌ・ティ・ティ・カードソリューション

## (2) 取扱店の業務

- 商品券と引き換えに商品の販売やサービスの提供をしていただきます。また、取扱店にはポスター等を掲示し、商品券取扱店であることを明示していただきます。
- デジタル商品券は、店頭のレジに専用の「QRコード」を掲示していただき、お客さまのスマートフォンでコードを読み取っていただき、購入金額などをご確認の上、精算していただきます。**
- 紙商品券は1枚1,000円の券が13枚で1セットになっております。**釣り銭は出さないでください。**
- デジタル商品券は1円単位で利用することができます。
- 商品券の有効期限は令和6年11月30日(土)まで**となります。有効期限後の商品券の受け取りは行わないでください。受け取った場合の換金はできません。
- 大型店におかれましては「一般店専用券」は受け取らないでください。受け取った場合は、換金はできません。
- 「地元店舗」に該当しない店舗におかれましては、「地元店舗応援券」は受け取らないでください。受け取った場合は、換金はできません。

## (3) 商品券の換金

商品券と現金との換金は、

【デジタル商品券】デジタル商品券の事業委託先を通じた銀行振り込みです

【紙商品券】豊川信用金庫の豊川市内の本支店の窓口で行います。換金は、「口座振込」のみです

- 換金方法の詳細は、下記5月13日に開催する取扱店説明会でご説明いたします
- 換金手数料、並びに貴店が指定する口座への振込手数料は、差し引きません
- 指定する換金期間の終了後は、換金はできません。

## (4) 商品券の利用制限（以下に該当する場合は、商品券と商品との引き換えは行わないでください）

- 出資や債務の支払い（税金・振込手数料、電気・ガス・水道料金など）、たばこの購入
- 金、プラチナ、銀、有価証券、商品券（ビール券、図書券、店舗が独自発行する商品券等）、旅行券、乗車券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- たばこについては、国の指導によるものであり、たばこ事業法第36条第1項において、小売定価以外による販売が禁止されている為、となっております。
- 事業活動に伴って使用する原材料・機器類及び仕入商品等の購入
- 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料（一時預かりを除く）等の不動産に係る支払い
- 現金との換金、金融機関への預け入れ
- 風俗営業等の規制及び義務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に係る支払い
- 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- その他この商品券の発行趣旨にそぐわないもの、各参加店舗が指定するもの

## (5) 取扱店一覧表について

- 商品券取扱店の一覧は、豊川商工会議所HPに掲載すると共に、豊川商工会議所月報「メセナ」に掲載します。

## 取扱店説明会 開催のご案内

とき＝5月13日（月）／ところ＝豊川商工会議所

- デジタル商品券の対応方法、換金方法などご説明いたします。
- 説明会は会場収容人数の関係で3回に分けて開催します（説明会の所要時間は約1時間30分、1回目10：00～、2回目13：00～、3回目16：00～）。取扱店お申込みの際に、出席ご希望の時間帯を選んでください。ご出席いただく時間帯は、調整後、事務局からご連絡します。
- 説明会の終了後であっても、取扱店の登録を受け付けます。
- 当日、お車は商工会議所北側の市立体駐車場をご利用ください。豊川商工会議所窓口で、無料となるスタンプを駐車券に押印します。

同封の返信用封筒に、①本申込書、②商品券換金の際の振込口座の通帳のコピー、を入れて投函してください。

1つの事業所で複数の店舗を登録する際は、各店舗別に申込書をご提出願います。

## 令和6年度「豊川市プレミアム付商品券」取扱店登録申込書兼誓約書

※ご記入いただいた情報は、本商品券事業にのみ適正に使用いたします。

①リスト掲載用の店舗名／ふりがな ※ご記入の内容を取扱店リストに掲載します。	ふりがな 店舗名
②事業所名または法人名 ※個人事業の方は屋号を記入してください	
③業種 ※該当する業種のカッコ内に○印をご記入ください(記入は1つのみでお願いします)。複数ある場合には、メインの業種を選択してください。	【小売業】( ) 総合(非専門) ( ) 食料品 ( ) 衣料品 ( ) 貴金属・服飾品 ( ) 電化製品 ( ) 家具・調度品 ( ) 書籍・玩具・音楽CD ( ) ガソリンスタンド ( ) 医薬品・化粧品 ( ) その他小売 【サービス業】( ) 飲食業 ( ) 運輸業 ( ) 宿泊業 ( ) 理容・美容業 ( ) その他サービス
④店舗代表者名(市外に本社等がある店舗は、①の店舗の店長名などをご記入ください)	
⑤店舗住所・TEL・FAX番号 メールアドレス ※デジタル商品券に関するご連絡等は、「info-omakase@ntt-card.co.jp」のアドレスから送信いたします。「@ntt-card.co.jp」の受信できるように設定してください。	〒 ー 豊川市 TEL( ) ー /FAX( ) ー メールアドレス／読み取れるよう、明瞭にご記入ください。なお、o(オー)と0(ゼロ)など、間違えやすい英数字にはフリガナをお願いします @
⑥営業内容(20文字以内) ※取扱店リストに掲載します。	
⑦本件担当者名と連絡先	本件担当者名 連絡先(出来ましたら、携帯電話など直通の連絡先をご記入下さい)
⑧店舗区分 該当する事業所区分の「□」に「✓」をご記入ください	<input type="checkbox"/> 一般店(地元店舗) <input type="checkbox"/> 一般店(地元店舗以外) <input type="checkbox"/> 大型店(地元店舗) <input type="checkbox"/> 大型店(地元店舗以外) ※一般店、大型店の区分と自店が地元店舗に該当するかどうかは、2ページ目に記載している内容をご確認ください
⑨商品券換金の際の振込口座 ※本制度では、ゆうちょ銀行は利用できません。 ※記入いただいた口座番号などの確認の為、「通帳のオモテ面」と「通帳を開いた1・2ページ目」の写真2枚ををご提出ください ※ネット銀行やWEB通帳の場合は、右記の内容が確認できる部分のコピーをご提出ください。	銀行・信用金庫 信用組合・農協 本・支店名 口座種別 金融機関コード 支店番号 本・支店 普通 当座 口座番号 口座名義(カタカナ) ※法人名は、法人略語をご使用下さい。個人名は、姓と名の間を1文字空けて下さい。 ※カタカナの小さな文字は、大きな文字に置き換えてください。
⑩本商品券加盟店規約の確認・同意(必須) (同封の規約をご確認の上、□に「✓」をご記入ください)	<input type="checkbox"/> 加盟店規約の内容を確認し、同意します
⑪5月13日の説明会の参加希望時間帯 ※可能な場合、複数に○印をご記入ください。収容人数とご希望を調整の上、ご連絡します。	( ) 10時～11時半 ( ) どの時間帯でも良い ( ) 13時～14時半 ( ) 参加できない ( ) 16時～17時半

豊川商工会議所 会頭 殿

上記の記載内容に相違は無く、かつ本商品券事業に定められた実施要領、加盟店規約の内容を理解かつ了承し、令和6年度「豊川市プレミアム付商品券」取扱店への登録を申し込みます。

令和 年 月 日 / 店舗名 / 店舗代表者名 (印鑑不要です)